



士会だより Quarterly Newsletter

特集 研修2022 受講義務15 単位への対応

当士協会では、不動産の鑑定評価に関する法律第49条及び同施行令第8条で定める年間15単位（時間）の受講義務を確保できるように年間研修計画に基づき各種研修を開催しています。

今年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響を最小限にとどめるためデジタルを活用したWeb研修を拡充したほか、関東甲信不動産鑑定士協会連合会（以下「関東甲信会」という。）の8県共催によるWeb研修会を開催し、研修メニューの充実を図っています。

10月以降は5講座8単位（1講座未定）の研修を予定しており会員の皆様の参加をお待ちしています。



1. 年間研修計画

令和4年度は当士協会が親和会、群馬県等と共催して実施する研修を含め10講座18単位（1講座未定）の研修を開催します。研修を受講される方は、別途案内される開催案内で開催方法、研修内容、講師等を必ずご確認ください。各自で期限までにお申し込みください。

開催日	研修会名	主催	共催	単位
5月26日(木)	市町村職員固定資産税担当者及び不動産鑑定士向け研修会（会場）	埼玉県	—	2
6月13日(月)	親和会共催研修会（会場）	親和会	埼玉県	2
7月29日(金)	研究広報委員会主催研修会（Web）	埼玉県	—	2
8月26日(金)	神奈川県主催第1回研修会（Web）	神奈川県	関東甲信会	3
9月27日(火)	研究広報委員会主催研修会（Web）	埼玉県	—	1
10月17日(月)	親和会共催研修会（会場）	親和会	埼玉県	2
10月24日(月)	第1回評価員会議及び研修会（会場）	埼玉県	—	2
11月7日(月)	埼玉県・群馬県共催研修会（Web）	群馬県	埼玉県	2
2月予定	業務推進委員会主催研修会（未定）	埼玉県	—	未定
3月予定	一般公開セミナー（Web）	埼玉県	—	2
	合計9講座			18

※ 急遽、内容が変更・中止になる場合がありますので、当士協会からの案内をご確認ください。

2. 研究広報委員会主催研修会（Web研修）

第1回研修会を7月29日(金)にZoomウェビナーによるWeb研修で開催し62名が受講しました。別所沼会館をWeb撮影会場として3名の講師の方に、借地権付分譲マンションの底地の評価及び評価額、パチンコ店及び同駐車場についての借地権の存否等の国税不服裁判所の裁決事例により、当事者の主張、裁判所の判断、実務上のポイントをお話しいただきました。



第2回目は、9月27日(火)に当士協会会員の齋藤雅一先生を講師に迎え「都市計画法、都市再生特別措置法の改正等について」をテーマにYouTubeライブ配信によるWeb研修で開催し、61名が申し込みました。

- | | |
|--------|---|
| (1) 日時 | 令和4年7月29日(金)午後2時30分～午後4時30分 |
| (2) 場所 | Zoomウェビナー/Web研修/撮影・配信:別所沼会館 |
| (3) 人数 | 62名 |
| (4) 内容 | 借地権及び底地に関する国税不服裁判所裁決事例の検討 |
| (5) 講師 | セイワ不動産鑑定(株) 菊池 誠一 先生
(株)松原不動産鑑定事務所 松原壮太郎 先生
(株)みなと鑑定 塚田 貴洋 先生 |

3. 神奈川県不動産鑑定士協会主催第1回研修会（Web研修）

関東甲信会による令和4年度の新たな取組としてスタートした8県士協会の会員を対象とするWeb研修会を開催しました。



関東甲信会 8 県が協力して 15 単位の取得に必要な研修を確保するほか、Web 研修の運営ノウハウを習得することを目的に各県が持ち回りで開催します。

第 1 回目は神奈川県士協会主催により 8 月 26 日(金)に Zoom ウェビナーによる Web 研修会を開催しました。当士協会からは 51 名が受講し、関東甲信会全体で 369 名が受講しました。今後も年 1 回程度開催していく予定です。

- | | |
|-----------|---|
| (1) 日時 | 令和4年8月26日(金) 午後2時～午後5時20分 |
| (2) 場所 | Zoomウェビナー-Web研修/撮影・配信:神奈川県ほか |
| (3) 共催 | 関東甲信会各県 |
| (4) 人数 | 51名(関東甲信会総計369名) |
| (5) 内容・講師 | <ul style="list-style-type: none"> ※1 最近の建物工事費の傾向について 建築着工統計・JBCI等より
講師 (一財)建設物価調査会総合研究所技術研究課
小池 正倫 氏、丸木 建 氏 ※2 今、解体工事を行う際に気を付けるべき点 アスベスト法改正&
調査・検査に関して
講師 (一社)あんしん解体業者認定協会 辰巳 氏、河野 氏
講師 東京都環境局環境改善部大気保全課職員
講師 (株)デイラボ 片貝 凌 氏 |

総会 Q & A

第 9 回通常総会に提出された久下武男会員の事前質問に対する回答及び山口和範会員の質問に対する検討状況について本誌誌上でお答えします。

1. 有限会社久下事務所 久下武男 会員

▶▶ 質問要旨

都道府県鑑定士協会それぞれの会員について調査をしていただきました。これを令和 3 年 12 月 28 日付の士会だより第 28 号に載せていただきました。埼玉県は、類似する士協会が複数あるので、変更する必要はないと判断しています。平成 7 年まで鑑定協会であった名称を、鑑定士協会に変更しました。そこで、会員を業者から鑑定士に変更する

士協会が増えています。この流れは、平成 20 年代の公益法人化により、加速しました。大手業者が多かった東京都も、会員を鑑定士に変更しました。関東甲信連合会も、業者から鑑定士に変更しました。埼玉県は、このまま乗り遅れて良いのでしょうか。

▶▶ 回答要旨

今回の事前質問に、東京会についてのご指摘がありました。東京会定款第 5 条第 2 項では、「都内に事業所を有する不動産鑑定業者」は正会員の資格の一つであるとしています。同定款第 8 条第 2 項では「不動産鑑定業者の代表者を兼ねる不動産鑑定士及び特別会員の会費は、当該業者分の会費のみ納入することとし、不動産鑑定士及び特別会員分の会費は納入免除とする。」とあります。

法人の正会員には権利と義務があります。権利は主に「総会に出席し議決に参加する権利」、義務は主に「会費の

支払い」と思います。

従って、義務が「会費の支払い」であるなら、その反射として権利である「総会に出席し議決に参加する権利」は、業者が持っていると解釈することもできます。業者は正会員の資格の一つであるし、業者が正会員であるのと変わらないと思います。

また、「関東甲信連合会も、業者から鑑定士に変更しました」とあります。しかし、多くの鑑定士には関東甲信会の定例総会の資料は送付されていません。各士協会の会員数



に応じて割り当てられた数の代議員及び役員に送付されています。つまり代議員及び役員以外の鑑定士には「総会に出席し議決に参加する権利」はなく、そもそも「会費の支払い」の義務もありません。会費は団体会員である各県士協会が支払っています。関東甲信会はほぼ団体会員であり、個人会員は1名のみです。

従って、「関東甲信連合会も、業者から鑑定士に変更しました」という記述には疑問を感じます。

（公社）日本不動産鑑定士協会連合会（以下「連合会」という。）会員資格

連合会の会員資格は、定款第5条第1項及び第3項で次のとおりで規定されています。

（種別及び資格）

第5条 本会の会員は、団体会員、正会員、特別会員、名誉会員及び賛助会員とする。

（第2項略）

3 次の各号の一に該当する者は正会員となることができる。

- （1）不動産鑑定士
- （2）不動産鑑定業者

不動産鑑定士及び不動産鑑定業者は、正会員となることができると並列に規定しています。会費は東京会と同様に連合会定款第8条で不動産鑑定業者の代表を兼ねる不動産鑑定士は徴収されないとしています。

不動産鑑定士も不動産鑑定業者も正会員となることができるので連合会については「会員を業者から鑑定士に変更」したとはいえません。

「不動産の鑑定評価に関する法律」（以下「法」という。）から読み取れる事項

不動産の鑑定評価に関する法律では目的として次のとおり規定しています。

（目的）

第1条 この法律は、不動産の鑑定評価に関し、不動産鑑定士及び不動産鑑定業について必要な事項を定め、もつて土地等の適正な価格の形成に資することを目的とする。

不動産鑑定士と不動産鑑定業者は一体との考え方をしていると思料できるものです（両者は切り離せない）。

法第40条（不当な鑑定評価等についての懲戒処分）及び法第41条（不動産鑑定業者に対する監督処分）は法第4章監督の規定です。不動産鑑定士には懲戒処分の規定（第40条）、不動産鑑定業者には監督処分の規定（第41条）で同一の章です。不動産鑑定士と不動産鑑定業者は一体との考え方をしていると思料できます（両者は切り離せない）。

法律は以上のような建付けになっているので、会員に業者が入ることは問題のないところです。

栃木県内不動産鑑定士へのヒアリング（栃木県内の不動産鑑定士より聴取）

栃木会は、昭和61年5月社団法人栃木県不動産鑑定士会として発足しました。この当時から不動産鑑定士会という名称を使用しており、当時から不動産鑑定士に限定された会員の入会条件がありました。

連合会から名称を変更して欲しいとの申し入れがあり、平成12年7月社団法人栃木県不動産鑑定士協会に名称変更し、平成25年4月に現在の公益社団法人栃木県不動産鑑定士協会に組織変更しました。つまり、栃木会は昔からの流れを受けて会員を鑑定士にしたと推察できます。

一方、埼玉会は業者として入会してもらい、高い入会金で社団法人の財産を豊かにするため業者会員に期待した時期があったので、業者を無視できない意識があったという話を聞いています。埼玉会は入会金が高いこともあり、業者を大事にしようとしていたのです。

各士協会にはそれぞれ過去からの経緯があると思われ、他の士協会と違いが生じてもやむを得ないと考えます。

以上から、「会員を業者から鑑定士に変更する士協会が増えていきます。この流れは平成20年代の公益法人化により加速しました。」という記述には疑問を感じます。業界の上部団体である連合会は、不動産鑑定士及び不動産鑑定業者は正会員となることができると定款で規定しており業者が正会員であっても何ら問題ありません。「埼玉県はこのまま乗り遅れて良いのでしょうか」というご指摘ですが、現行で問題は無いと考えます。

ただし、法令の改正があった場合、または連合会の当該規定が変更された場合には、しかるべく対応したいと思います。

2. (有)山口不動産鑑定所 山口和範 会員

》 質問要旨

不動産市況 DI 公表について、滋賀県では地価公示・

地価調査の3月と9月の記者レクと一緒に不動産 DI を



発表している。埼玉もメディアや県民から注目されるよう地
価公示・地価調査の発表のタイミングと合わせて3月、9

月に発表してはどうか

▶▶▶ 回答要旨 (当日)

不動産市況 DI 調査は、(公社)埼玉県宅地建物取引
業協会(以下、「宅建協会」という。)と一緒に調査をして

いるので、宅建協会と今後の方向性を協議しながら検討し
ていきます。

▶▶▶ 検討結果

改めてご質問に関して、宅建協会との意見交換を行い
ました。そのうえで研究広報委員会において検討を重ねた
結果、公表時期は変更しないことといたしました。

一方で、貴重なご意見を踏まえ、当調査の認知度を
高めていく方策については、引き続き研究広報委員会を
中心に検討してまいります。

委員会Report

各委員会の7月から9月の間に行われた主な活動や今後予定している行事
についてご紹介します。

1. 秋の無料相談会の開催について (研究広報委員会)



一般県民を対象として、不動産価
格、不動産に係る権利の価格、不動
産賃料及び不動産を取り巻く諸問題

解決のため、春に続き10月15日(土)にさいたま浦和会場及び熊谷会場で秋
の無料相談会を開催します。

- (1) 日時 令和4年10月15日(土) 午前10時～午後4時
- (2) 場所 さいたま浦和会場 浦和コミュニティセンター第8・9集会室
熊谷会場 八木橋百貨店1階正面入口
- (3) 完全予約制 (受付終了)
- (4) 共催 公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会
- (5) 後援 国土交通省・埼玉県・さいたま市・熊谷市

2. 暮らしと事業のよろず相談会の開催について (業務推進委員会)



11月5日(土)に、当士協会をほ
じめとする専門士業11団体で構成
する埼玉友好士業協議会(令和4・

5年度当番会:一般社団法人埼玉県中小企業診断協会)では、過去2年間
中止していた「暮らしと事業のよろず相談会」を3年ぶりに開催します。当相談会
は当士協会から参加する不動産鑑定士のほか、弁護士、税理士など11の専門
士業との相談が可能で、予約不要・相談料無料で実施します。

- (1) 日時 令和4年11月5日(土) 午前10時30分～午後3時30分
- (2) 場所 浦和コルソ7階コルソホール
- (3) 主催 埼玉友好士業協議会
- (4) 後援 埼玉県・さいたま市
- (5) 構成団体

一般社団法人埼玉県中小企業診断協会/日本弁理士会関東会/埼
玉弁護士会/埼玉司法書士会/埼玉土地家屋調査士会/関東信越税
理士会埼玉県支部連合会/埼玉県行政書士会/埼玉県社会保険労
務士会/日本公認会計士協会埼玉会/公益社団法人埼玉県不動産
鑑定士協会/埼玉公証人会 計11団体



3. 埼玉友好士業協議会さいたま市長表敬訪問について（業務推進委員会）



8月23日(火)に埼玉友好士業協議会(令和4・5年度当番会：一般社団法人埼玉県中小企業診断協会)の活動の一環として、さいたま市長への表敬訪問を行いました。

当日、清水勇人さいたま市長の新型コロナウイルス陽性反応が判明し、急遽副市長が対応されるというアクシデントがありましたが、無事表敬訪問を行うことができました。

4. 第1回評価員会議及び研修会の開催について（公的土地評価委員会）



10月24日(月)に令和6基準年度固定資産評価員を対象とする第1回評価員会議を開催します。併せて、評価員及び当士協会会員に向

けた研修会を開催します。申し込みは、9月13日(火)発出の案内に添付した「申込書」に必要事項を記載して10月11日(火)までにFaxで送付ください。

なお、本研修会は研修単位2単位が取得できます。

- | | |
|--------|--|
| (1) 日時 | 令和4年10月24日(月) 午後1時30分～午後4時30分 |
| (2) 場所 | 埼玉県県民健康センター2F大ホール |
| (3) 内容 | ※1 「固定資産評価と裁判の現在」
講師 川上法律事務所 弁護士 川上俊宏 氏
※2 第1回評価員会議
※3 ブロック（市区町村）別評価員会議 |

理事会Report

6月、7月及び9月（8月休止）に開催された理事会の主な議題等についてご紹介します。

1. 6月開催理事会（令和4年度第3回）

【議事の経過の概要及び結果】

(1) オンラインストレージについて



担当理事から、改正電子帳簿保存法が令和6年1月1日から本格実施となることから、総務財務委員会で士協会の電子データ保存についてNAS利用のメリットやクラウド利用の検討の必要性について意見があり、理事会での認識も必要ことから、オンラインストレージの活用におけるメリット、セキュリティ、価格等について説明を行った。危機管理の面から検討すべきとの意見があったことから今後も引き続き検討することとなった。

(2) 監事から改善するように指摘のあったローテーションについて

担当理事から、監事監査で監事から事務局のローテーションについて、事務の偏りの解消や職員の突然の病気や事故によって事務が滞ることなく対応できるように検討するよう指摘があったとの説明があった。今後、職員からの意見聴取や業務内容の把握を行いながら具体的な対応案を検討していくこととなった。

(3) 久下会員の事前質問への回答について

担当理事から、総務財務委員会で検討した回答案について説明があった。各理事からの意見を踏まえ、現行案を修正のうえ再度回答案を作成することとなった。

(4) 研修会の開催について

担当理事から、9月末に開催する研修会について、市街化調整区域の開発の厳格化されたことによる都市計画法31条11号、12号と災害レッドゾーン及び浸水ハザードエリア等の関係について、講師を齋藤雅一先生にお願いして実



務的な内容でWeb形式による研修会を開催するとの説明があり、特に異論もなく承認された。

(5) 令和4年度地価調査評価員への事例等提出のお願いの通知について

担当理事から、地価調査評価員に対する事例カードの提出について説明があり、異論もなく承認された。

(6) 令和6基準年度第1回評価員会議等について

【報告事項】

- (1) 会員入退会について（報告:退会）
- (2) 会員外監事候補面会の件
- (3) 祝電返礼について
- (4) 8 県親睦ゴルフからの長野県の脱退について
- (5) 研修会「借地権及び底地に関する国税不服審判所採決事例の検討」
- (6) 川越市制 100 周年記念事業「解決！相続・空き家の大相談会」への出展について
- (7) 監査に係る業務推進委員会への指摘事項の対応について

担当理事から、評価員が決定した段階で評価員会議を開催してブロック幹事、チーフを決めていくとの説明があった。今回は弁護士の川上先生に講演をお願いし、この講演は単位認定2単位が認められるので埼玉会の会員には評価員でなくても門戸を広げていくとの説明があり、特に異論もなく承認された。

- (8) 土地評価業務における課題に係る県用地課との協議等について
- (9) 「債務整理ガイドライン」に係る鑑定評価書等のひな形について
- (10) 埼玉友好土業協議会・幹事会及び定例会への対応について
- (11) 固定資産税に係る研修会アンケート結果について
- (12) 令 6 基準年度固定資産税標準宅地評価に関する評価員内定等について
- (13) 各委員会議事録について

2. 7月開催理事会（令和4年度第4回）

【議事の経過の概要及び結果】

(1) 久下会員への回答について

担当理事から、前回の理事会での意見を踏まえ再度回答案を作成し、改めて理事会へ提出したものであるとの報告があった。内容に問題となる点はなく、回答案のとおり士会だよりに掲載することが承認された。

(2) 県への要望について

担当理事から、鑑政連で取りまとめる自民党埼玉県連に要望する「令和5年度埼玉県へ施策並びに予算編成に対する団体要望」について、総務財務委員会として「不動産鑑定士業の登録申請（新規・更新）に係る書類のPDF（電子化）化」を提出したいとの説明があった。要望項目は最終的に鑑政連で判断することになるとの説明があり、鑑政連へ提出して判断を仰ぐことについて異論もなく承認された。

(3) 士会だよりのペーパーレス化について

担当理事から、研究広報委員会で士会だよりのペーパーレス化を実施していきたいとの意見があり、今回電子化の取組として諮ったものであるとの説明があった。電子化（REA-NET）活用により郵送代等が節約になるとの意見や、既にホームページには掲載しており閲覧に関して電子でも問題は

【報告事項】

- (1) 警察庁「サイバー犯罪のリアル 1-4」の視聴について
- (2) インボイス制度の当協会に与える影響について

ないとの意見があり、特に異論もなく承認された。

(4) 3月の一般講演会の開催形式について

担当理事から、一般講演会については、Web で開催していくとの報告があった。会場だけでは新型コロナウイルスの感染拡大の状況で開催が不透明となることや前年度の状況から会場を設定しても参加者が増えるとは限らないので、トライアルの意味も含めて Web 形式だけで実施したいとの説明があり、特に異論もなく承認された。

(5) 令和6基準年度第1回評価員会議等について

担当理事から、10月24日(月)第1回評価員会議を県民健康センター2階大ホールで開催し、講演を川上弁護士にお願いしたいとの説明があった。講演は単位認定



2 単位が認められるので、評価員に決まっていな方は評価員の希望者宛とし、埼玉会の会員には評価員にかかわらず全員に案内を出すとの説明があり、特に異論なく承認された。

- (3) 当協会会員損害賠償事件への補助参加について
- (4) 埼玉県市況 DI 調査の公表時期について



- (5) 「債務整理ガイドライン」に係る鑑定評価書等のひな形について
- (6) 川越市制 100 周年記念事業「解決！相続・空き家の大相談会」について
- (7) 埼玉友好士業協議会定例会・幹事会について
- (8) スクラム協議会について
- (9) 令和 5 年 2 月業務推進委員会主催の研修会について
- (10) 各委員会議事録について

3. 9月開催理事会（令和4年度第5回）

【議事の経過の概要及び結果】

- (1) 事務局職員給与規程改正案について
- (2) 事務局職員退職金支給規程改正案について

担当理事から、(1)及び(2)については、令和4年5月9日の監査での監事からの指摘事項に対応した規程の一部改正であることから、一括して説明すると報告があった。監事から、事務局長の退職金の支給は、理事会での承認を得ているので事務局職員退職金支給規程第3条については問題がないが、退職金支給率表が根拠規定として十分機能していないとの指摘のほか、給与について事務局職員給与規程に事務局長の年俸制の給与が規定されておらず、前任者の給料を踏襲しているだけであるとの指摘があった。これらの指摘を踏まえ、事務局職員給与規程については、新たに第2条に事務局長の年俸制給与を設定し、第7条の2に新たに採用となった事務局長の年俸額の決定方法を定義したほか、職員給与表を別表として明確に位置付けるなどの所要の改正を行ったとの説明があった。次に、事務局職員退職金支給規程については、第7条に事務局長の退職慰労金の設定を新たに定義したほか、第3条及び第3条の2に協会都合、自己都合退職の事由を具体的に定義するとともに、退職金支給率の表を明確に別表として位置付けたとの説明があった。以上の説明により特に質疑なく両議案について承認された。

- (3) 令和5年40年表彰者について

担当理事から、令和5年度の40年表彰に関して、これまで表彰の対象としていない岡田充司会員について、理事会の承認を得て改めて本人に40年表彰要件の該当について履歴の照会を行いたいとの説明があり、特に異論もなく承認された。

- (4) 11月5日「暮らしと事業のよろず相談会」について

担当理事から、埼玉友好士業協議会が開催する「暮らしと事業のよろず相談会」については、新型コロナウイルス禍

で過去2回とも中止となったが、今年度は当番会である埼玉県中小企業診断協会が開催に向けて準備を進めているとの報告があり、当士協会から会長と専務理事に出席を依頼したところ承認を得られた。次に、本相談会の当士協会分のチラシの割り当て分を10月24日の評価員会議で配布することについて特に異論もなく承認された。

- (5) 士協会独自事例の協会事務局における閲覧等について

担当理事から、士協会に過去事例の閲覧について問い合わせが数件あったとの事務局の報告があり、平成23年以前の過去事例に関しては現在のところ閲覧に供していないと説明があった。事務局から過去事例は紙やPDFで管理しており規程やルールを整備して公開していくことは可能であるとの報告があったことから、過去事例を閲覧に供する承認を理事会から得たうえで、閲覧のルール作成を事務局で行い、事務局中心で運営していきたいとの説明があり、特に異論もなく承認された。

- (6) 固定時点修正の履行期限について

担当理事から、固定資産税標準宅地の時点修正業務に関して地価調査等の情報の扱いについて、近県の固定資産税標準宅地の時点修正と地価調査業務等との関係を調査し、個別対応とするかどうか再度検討するので継続審議としたいと説明があり、特に異論なく継続審議となった。

- (7) (一財)資産評価システム研究センター：第25回固定資産評価研究大会について

担当理事から、固定資産評価研究大会が10月7日(金)に永田町の都市センターホテルで開催されるので、当士協会としても参加したいとの説明があり、特に異論なく承認された。

【報告事項】

- (1) 事務局の機器について
- (2) 育児・介護休業等に関する規定について
- (3) 8県親睦ゴルフについて
- (4) 判決について
- (5) 会員入退会について（報告：退会）
- (6) 「自然災害による被災者の債務整理に係るガイドライン」に係る弁護士会との協議について
- (7) 戸建住宅評価現場研修の連合会からの開催依頼について
- (8) 令和5年2月業務推進委員会主催の研修会に



- ついて
- (9) スクラム協議会について
 - (10) さいたま市長への表敬訪問について
 - (11) 9月士協会 HP の更新について
 - (12) 土地政策推進連携協議会セミナーについて
 - (13) 埼玉友好士業協議会第2回幹事会について
 - (14) 川越市空き家対策協議会について
 - (15) 埼玉県用地課との第2回懇談会について
 - (16) 令和6基準年度評価委員会議等について
 - (17) 固定マニュアルの一部修正について
 - (18) 各委員会議事録について

Members

会員の入退会、ステータス等の最新の話題についてお知らせします。

1. 退会者

当士協会に対して長きにわたりご指導・ご支援いただきありがとうございました。今後益々のご健勝・ご多幸を祈念いたします。

氏名	小原 俊彦 (おはら としひこ)
業者名	(有)小原鑑定コンサルティング
退会事由	廃業
退会日	令和4年(2022年)9月30日(金)

2. 登録事項変更

(1) 井上幹康税理士不動産鑑定士事務所

変更事項	業者連絡先 (メールアドレス追加)
変更後	mikiyasu30@icloud.com
変更前	登録なし
変更年月日	令和4年(2022年)5月10日(火)

(2) 吉本不動産鑑定士事務所

変更事項	業者所在地
変更後	〒330-0056 さいたま市浦和区東仲町26番13号
変更前	〒330-0063 さいたま市浦和区高砂1-2-1-402
変更年月日	令和4年(2022年)7月16日(土)

3. Status



令和4年9月30日(金)現在

区分	合計	内訳		備考
会員数	150名	業者 125名	個人 25名	—
男女別	150名	男性 137名	女性 13名	—
鑑定士	146名	業者 121名	個人 25名	—
鑑定士平均	61.7歳			—



Event Report

7月から9月までの主な行事をお知らせします。
各行事の詳細は各委員会へお問い合わせください。

7月

- 7月1日(金) 業務推進委員会
- 7月5日(火) 公的土地評価委員会
- 7月6日(水) 総務財務委員会
研究広報委員会
- 7月8日(金) 坂戸市無料相談会
- 7月13日(水) 東松山市無料相談会
- 7月15日(金) 月例無料相談会
理事会
- 7月29日(金) 研究広報委員会主催研修会 (Web)

8月

- 8月2日(火) さいたま市無料相談会
- 8月26日(金) 神奈川県不動産鑑定士協会主催第1回研修会 (Web)

9月

- 9月6日(火) 業務推進委員会
公的土地評価委員会
- 9月7日(水) 総務財務委員会
研究広報委員会
- 9月9日(金) 坂戸市無料相談会
- 9月14日(水) 東松山市無料相談会
- 9月16日(金) 理事会
月例無料相談会
- 9月27日(火) 研究広報委員会主催研修会 (Web)



7月29日研究広報委員会主催研修会
(ZoomウェビナーWeb研修)
講師：セイワ不動産鑑定(株) 菊池誠一 先生
(株)松原不動産鑑定事務所 松原壮太郎 先生
(株)みなと鑑定 塚田貴洋 先生



9月27日研究広報委員会主催研修会
(YouTubeライブ配信Web研修)
講師：齋藤不動産鑑定所 齋藤雅一 先生



Information



公益財団法人埼玉県不動産鑑定士協会
研究広報委員会
さいたま市浦和区常盤 4-1-1
Phone 048-789-6000



事務局宛メール
スキャン/クリック

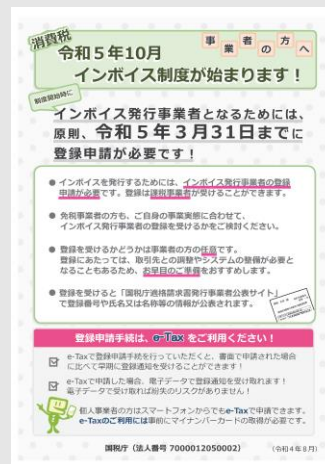
》 関東甲信会8県親睦ゴルフ大会の開催



当士協会が令和4年度の大会運営担当として令和4年10月7日(金)に鳩山町の石坂ゴルフ倶楽部で関東甲信会8県親睦ゴルフ大会を開催します。総務財務委員会に8県親睦ゴルフ部会を設置して準備を進めています。

- (1) 日時 令和4年10月7日(金) 午前9時頃スタート
- (2) 場所 石坂ゴルフ倶楽部
埼玉県比企郡鳩山町石坂241-24
- (3) 参加者 28名(申し込み受付終了)

》 インボイス制度への対応



令和5年10月1日から適格請求書保存方式(インボイス制度)がスタートします。適格請求書発行事業者(以下「発行事業者」という。)の登録を行わない場合、適格請求書(インボイス)が発行できず、取引先において不利益となる可能性があります。

免税事業者であっても取引先から発行事業者の登録申請や消費税相当額の

値引きを求められる場合があります。免税事業者が発行事業者の登録を希望する場合は課税事業者を選択することになるのでご注意ください。今後当士協会でも登録番号等の記載事項を満たした適格請求書の発行をお願いする予定です。

なお、スタート時から発行事業者となるためには令和5年3月31日までに登録申請を行う必要がありますので、希望される会員の方ご注意ください。

》 士会だよりバックナンバー〔Archives〕

過去に発行した士会だよりのバックナンバーを当士協会ホームページで会員の皆様に公開しています。閲覧可能な士会だよりは公益化前の平成16年4月発行第60号から平成26年3月発行第119号、公益化後の平成26年6月発行第1号から最新刊の令和4年6月発行第30号までです。

会員の皆様には、当士協会ホームページの会員専用サイトからご覧いただけます。



》 士会だより電子化発行のお知らせ



いつも士会だよりをご愛読いただきありがとうございます。

士会だよりは、これまで紙の冊子で会員の皆様に届けておりましたが、今号から電子化を図ることとしました。REA-NETに

より情報をいち早く提供するとともに、環境への負荷の低減、業務効率改善やコスト削減を進めてまいります。

当士協会のペーパーレス化の取り組みに関して会員の皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

なお、電子メールでの送付を希望される方、又は引き続き冊子による送付を希望される方は、お手数ですが事務局までお申し出ください。

